

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し随意契約の相手方の候補者とする手続き（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和6年（2024年）4月1日

北海道知事 鈴木 直道

1 公募型プロポーザル方式に付す事項

(1) 業務名 道産ワイン気候変動対策研究・普及啓発事業費委託業務

(2) 業務の目的及び内容

気候変動により、道内でのぶどう栽培適地や栽培可能な品種は今後も拡大していくことが想定される一方、これまでなかった病害虫への対応、品質が変化したぶどうによる適切な醸造方法、新たな品種の栽培適性の評価などが必要となっており、これら課題への対応策について、大学・研究機関等の知見を活用しながら、調査、研究、開発し、その成果を道内ワイナリー・ヴィンヤードへ普及することで、北海道を持続可能なワイン産地として発展させていくことを目的として実施する。

(3) 契約期間 契約締結の日から令和7年（2025年）3月31日(月)まで

2 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 法人若しくは法人以外の団体（以下、「法人等」という。）又は複数の法人等で構成する連合体（以下、「コンソーシアム」という。）であること。

(2) 法人等及びコンソーシアムの構成員は、次の要件を全て満たしていること。

ア 道内に本社又は事業所等（本事業を実施するために設置する場合を含む）を有する法人、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人又は法人以外の団体であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人等を除く。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、競争入札への参加を排除されている者でないこと。

エ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

オ 暴力団関係事業者等でないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を排除されていないこと。

カ 次に掲げる税の滞納又は未納がある者でないこと。

(ア) 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

(イ) 本社が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

(ウ) 消費税及び地方消費税

キ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。

(ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

(イ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

(ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

ク コンソーシアムの構成員が、法人等又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロ

ポータルに参加する者でないこと。

(3) コンソーシアムにおいては、(2)の要件の他、次のいずれの要件も満たすこと。

ア コンソーシアムを構成する企業間に明確な契約が存在すること。

イ 北海道から委託を受けた事業が完了した日の属する年度の終了後5年間、会計帳簿等の関係書類の保存について責任の所在が明確であること。

3 企画提案指示書に関する事項

(1) 北海道経済部食関連産業局食産業振興課ホームページからのダウンロード

ア 交付期間 公告の日から令和6年(2024年)4月12日(金)17時まで

イ ホームページのURL <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/181699.html>

(2) 直接交付

ア 交付期間 公告の日から令和6年(2024年)4月12日(金)17時まで

イ 交付場所 9に同じ

4 参加資格の審査

(1) 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、アからエまでに定めるところにより、2に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 提出期限 令和6年(2024年)4月12日(金)まで17時必着

イ 提出場所 9に同じ

ウ 提出書類 「参加表明書」及び付属資料

エ 提出方法 持参又は郵送(特定記録、簡易書留、書留のいずれか)により1部を提出
持参の場合受付時間は土日を除く平日の9時から17時までとする。

(2) 審査を行ったときは、審査結果を通知する。

5 提案書の提出期限、場所及び方法

(1) 提出期限 令和6年(2024年)4月15日(月)17時必着

(2) 提出場所 10に同じ

(3) 提出書類 「企画提案書」及び付属資料

(4) 提出方法 持参又は郵送(特定記録、簡易書留、書留のいずれか)により9部を提出
持参の場合、受付時間は土日を除く平日の9時から17時までとする。

(提案者名は1部のみ記載し、残り8部には提案者名を記載しないこと。)

6 提案の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

7 最良の提案をした者の選定方法

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された提案書を評価し、最良の提案をした者(以下「特定者」という。)を選定する。

8 契約手続

特定者を見積書徴収の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続きを行う。

9 公募型プロポーザル方式に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道経済部食関連産業局食産業振興課ブランド推進係 担当:間宮、新倉

- (2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目(〒060-8588)
- (3) 連絡先 電話 代表：011-231-4111(内線26-807)
直通：011-204-5138
ファクシミリ 011-232-8860
メールアドレス shokusan@pref.hokkaido.lg.jp

11 関連情報を入手するための照会窓口
10に同じ。

12 その他

- (1) 提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 審査結果及び特定者名は、公表する。
- (3) 詳細は、企画提案指示書による。
- (4) 提案書に関するヒアリングを実施する。ただし、提出件数が3件を超えるときには、書類選考を行う場合がある。